



入学金返還 高校・大学で意見分かれる

今年6月、文部科学省は「私立大学における入学料に係る学生の負担軽減等について（通知）」を公表。入学手続きをしたもののは入学しなかった学生に対し、入学金を返還することなどを求めている。通知を受け、条件付きでの入学金返還を行うこととした私立大学も一部で見られる。河合塾と朝日新聞が共同で実施した「ひらく 日本の大学」2025年度調査では、入学金返還について高校・大学に意見を聞いた。

■高校全体として「何らかの返還」を求める声が8割超

入学しなかった学生の入学金について、「何らかの形で返還すべきだ」と考える人が全体の約8割にのぼることがわかった。意見の内訳を見ると、「全額返還」「条件付き返還」「一部返還」のいずれかを支持する声が多く見られ、高校全体として、何かしらの返還を求める声が多いことがわかる（図1）。

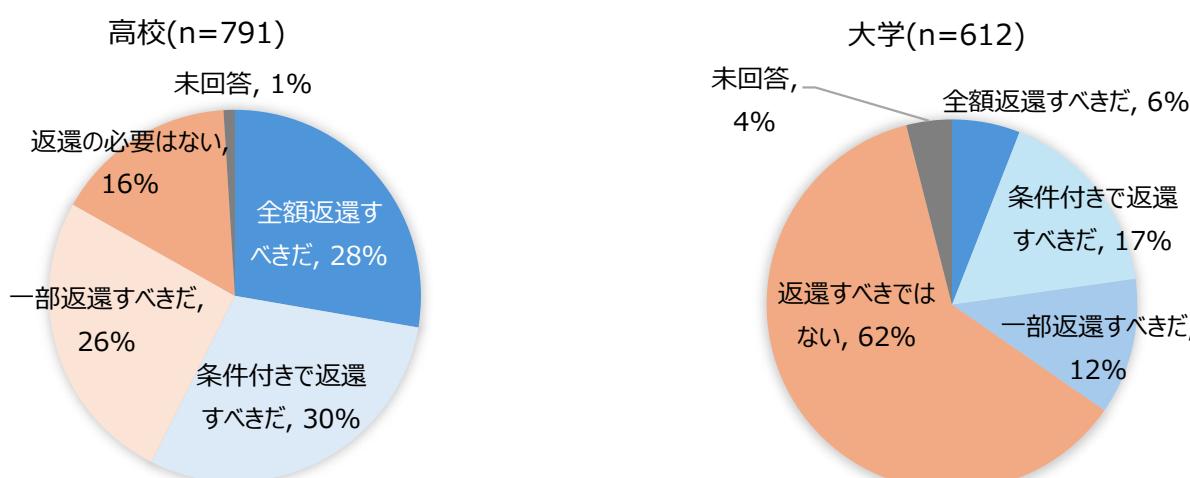
■大学は設置者問わず、「返還すべきではない」が圧倒。

入学手続きをしたもののは実際には入学しなかった学生への入学金の扱いに関して、全体の約6割が、「返還すべきではない」と回答。一方、「全額返還すべきだ」は全体の1割にも満たず、そのほか「条件付きの返還」「一部返還」を求める意見は約1割ほどだった。多くの大学が、「返還」に否定的な見方をしていることがわかる（図1）。

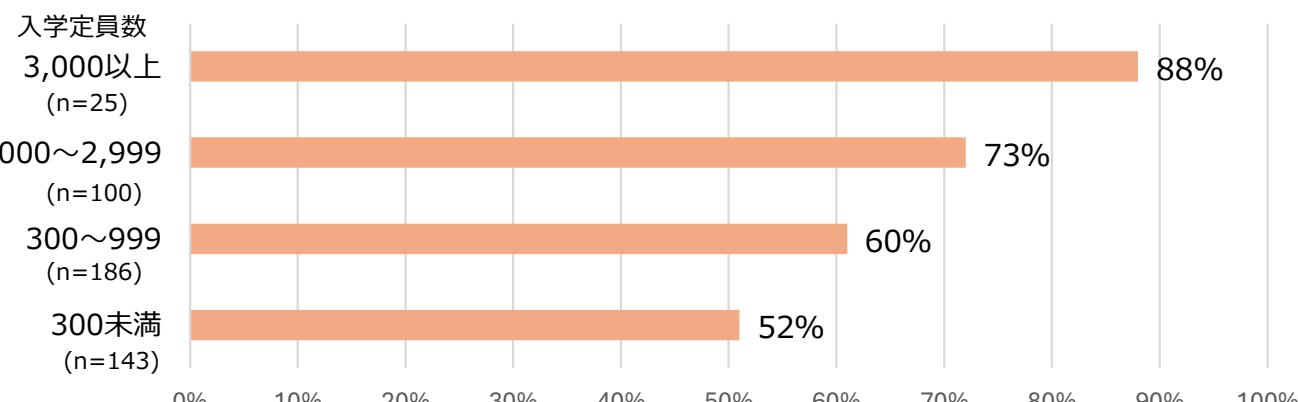
■入学定員3,000人以上の大規模な私立大ほど「返還すべきではない」の声が強い

私立大学の入学定員別の回答を見てみると、3,000人以上の大規模大学では、全体の約9割が「返還すべきではない」と回答。他と比べて最も高かった。小規模になればなるほど、「返還すべきではない」の割合が減少していることがわかる（図2）。

＜図1＞「入学手続きをしたもののは入学しなかった学生の入学金の扱い」についての意見



＜図2＞「返還すべきではない」と回答した大学（私立大学 n=454）



＜図1、図2＞とも、朝日新聞×河合塾共同調査 「ひらく 日本の大学」2025年度調査より

調査は大学・高校を対象に実施した。それぞれの概要は以下。

（大学版）2025年7月～9月に実施。メールで調査票（Excel）を配布。全国の4年制大学（大学院大学、通信制のみの大学を除く）を対象に実施。回答件数612件。

（高校版）2025年6月～7月に実施。WEBアンケート調査のご案内を郵送。全国の高等学校・中等教育学校を対象に実施。回答件数791件。

返還すべき (全額・条件付き・一部含む)**国公立大学**

- 入学手続きに伴う業務負担を大学は強いられているわけであるから、それ相応の負担分を入学料から差し引いて計算することが必要ではないか。
- 4月に入っても、入学時期を過ぎても大学に現れない学生（特に留学生が多い）について返還すべきとは思わないが、入学手続き後、事情により入学辞退を知らせてきた学生については、返還しても良いと思う。
- 入学金を早めに納入させ、入学しなくても返さない、というシステムは、経済的に余裕のある家庭の子どものみが多くの大学を受験するチャンスが与えられるという、かなり不公平なシステムだと考える。
- 一般的に、国公立大学では私立大学よりも合否判定・結果の通知が遅いため、入学金の支払い・入学手続き後に入学辞退というケースは稀であると思うが、今後、受験生の負担となるなどの声が寄せられるようであれば検討したい。
- 入学者選抜の機会が多様化していることから、複数大学への入学料の納付が進路選択の幅を狭めることがないよう経済的に困難な学生への配慮の観点や、入学料納付後の学生の入学辞退の意思表示の時期の観点など検討する必要がある。
- 追加募集など別の選抜方法で学生確保ができる場合は返還するとか、入学金の納付時期を複数にするなどの工夫が必要。

私立大学

- （一部の有力大学以外は）一大学だけでは決められないで、政府がルール設定を主導すべきではないか。
- 受験生側に立てば「全額返金してもらいたい」という当然の主張があるのは理解できるが、学校運営側から見た場合、目に見えない経費や将来的に生じるかもしれない補助金減額リスクなどもあるため、無条件の返還は実施し難い。たとえば、「12月末までに入学辞退手続きを完了した者」など条件付きの制度であれば、検討の余地はあるかもしれない。
- 新入生は、大学でのサービスの提供を受けていない期間なので、条件付き（入学辞退の届け出日など）で返還する。
- 返還しないことが入学者の進路選択を狭めることに影響しないか、入学辞退者への返還後に代替入学者の募集が可能か、入学者の経済的背景等を総合的に勘案したうえで返還について対応したい。
- 学生の大学選択の自由は保障し、一定の条件のもとに返還することが望ましいと考える。
- 国立大学前期の合格通知が出て3日後までなら返還、といった感じにしてはどうか。

返還すべきではない**国公立大学**

- 安易な複数大学受験を防ぐため。また、入学手続きをしたのであれば、入学する意思があったものと思われるため。
- 入学手続きの実施にあたり、すでに事務手続き費用を含む様々なコストが発生していること、また、入学料を返還する場合、さらに追加の事務手続きが必要となり、事務処理が著しく煩雑になるため。加えて、入学料の返還を認めてしまうと、学生が安易に入学辞退を選択しやすくなる可能性があり、その結果、入学予定者の流動性が増し入学定員の調整が困難となり、また新入生受け入れに向けた準備作業に多大な支障が生じる懸念があるため。
- 文部科学省の通知（大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて）に基づき、入学料は学生が当該大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有するものであり、入学金の納付をもって大学に入学し得る地位を取得するものであるから、その後に在学契約等が解除され、あるいは失効しても、大学はその返還義務を負わない、と考える。
- 入学金の納入期限と他大学の合格発表日程を調整すべきである。
- 返還することになれば、安易に入学辞退をされかねない。

私立大学

- 入学金については、合格者が大学に入学する権利に対するものであることから、返還する義務はないものと考える。
- 入学金については最高裁の判例で返還不要となつたと承知している。一方、本学では、消費者契約法の趣旨に従い、入学手続き後3月中に入学の辞退を申し出た者に対し、入学金以外の学生納付金を返還している。
- 入学意思を確認する入学金が入金となって、入学に対する準備を進める。入学のキャンセルは、準備資金や人件費負担が大きい。
- 返還する制度とした場合、小・中規模の大学では入学者の歩留まりを予測することがより困難となる。
- 入学手続きをしたのだから、基本的には返還をする必要はない。事務処理が煩雑になる。
- 私立大学の貴重な収入源のひとつになっている。「返還の必要がない」との判例も出ていると聞く。もし国が私立大学に対して強要するのであれば補助金等で補填されるべきである。
- 入学の意志表示をしたのであり、自己の都合で入学しないのだから返還する必要は無いと考える。

【ご案内】『Guideline2025年10・11月号』



朝日新聞×河合塾 共同調査「ひらく 日本の大学」2025年度調査 結果
を活用した記事を掲載！

大学入試を追う 総合型・学校推薦型選抜のこれから

Part1 大学の動向と指導のポイント

Part3 総合型・学校推薦型選抜と学科試験

教育関係者のための情報サイト
Kei-Net Plusで全文公開

変わる高校教育 「私立高校無償化」の影響は

「ひらく 日本の大学」（高校版）から 見えた現場の評価



www.keinet.ne.jp/teacher/media/guideline/backnumber/2025.html